仕 様 書

本仕様書は、市立長浜病院(以下、甲という。)が委託する市立長浜病院クレジットカード決済業務 その1 (VISA・Master) (以下「当該業務」という。)の仕様を定めるものであり、受託者(以下、乙という。)は本仕様書に基づき、円滑、正確かつ迅速に当該業務を遂行するものとする。

1 業務名称

市立長浜病院クレジットカード決済業務 その1 (VISA・Master)

2 病院の概要

(1)施設の状況

許可病床数

565床

診療科

内科・神経内科・呼吸器内科・呼吸器外科・消化器内科・循環器内科・外科・整 形外科・脳神経外科・形成外科・心臓血管外科・泌尿器科・皮膚科・小児科・産婦 人科・眼科・耳鼻いんこう科・歯科・歯科口腔外科・麻酔科・放射線科・リハビリ テーション科・病理診断科 以上23診療科

外来休診日

土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

(2) 決算状況(令和5年度)

入院

延べ患者数130,770人1日平均入院患者数357人入院収益8,732,421千円

外来

延べ患者数211,794人1日平均外来患者数872人外来収益4,547,802千円

3 履行場所

市立長浜病院 1階 会計窓口及び救急窓口

4 履行期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで 長期継続契約(地方自治法 第234条の3)

5 業務内容

- (1) 決済対象は、入院診療費・外来診療費・その他医業収益に関するものとする。
- (2) クレジットカードの取扱いブランドは、VISA・Masterとする。
- (3) 取扱い支払回数は、1回払い・分割払い・リボルビング払いとする。
- (4) 決済端末機(以下、端末機という。)の台数は6台程度とし、自動精算機4台、会計窓口及び救急窓口に各1台設置する。
- (5) 乙は月2回のサイクルで、所定の締切日から20日以内に甲が指定する口座へクレジットカード売上金を振り込むこととする。
- (6) 甲が指定する口座に振り込むクレジットカード売上金は手数料を差し引いた金額とする。
- (7) 乙は各月毎のクレジットカード売上金及び手数料の内容明細を甲が別途指定する 期日までに提出する。

○振り込みサイクルの例

会員支払回数	売上票の締切日	口座への入金日
1回払い・分割払い・	当月15日	当月末日
リボルビング払い	当月末日	翌月15日

※売上票の締切日が休日の場合や、口座への入金日が銀行休業日などの場合は、 別途対応する。

6 端末機

(1)端末機の仕様

端末機は、I Cカード・磁気カード共用端末機で、暗証番号入力用子機が附属されたものとする。

(2)端末機等の設置及び管理

自動精算機に設置する端末機は、甲が準備し、端末機の設置及び保守(修理等に要する費用を含む)に要する費用は甲が負担する。また、会計窓口及び救急窓口に設置する端末機は、現存の端末機を使用できる場合は使用する。使用できない場合は乙が準備し、無償で甲へ貸与するものとし、端末機の設置及び保守(修理等に要する費用を含む)に要する費用は乙の負担とする。なお、電話回線の敷設・使用及び保守に要する費用は甲の負担とする。

(3)会計窓口及び救急窓口に設置する端末機の附属品及びロール紙等に要する費用は 乙の負担とする。

7 契約書

契約書には、次の事項を定めるものとする。

(1) 契約期間は令和7年7月1日から令和10年6月30日までとすること。

- (2) 指定日までに納付ができなかった際の延滞金等に関すること。
- (3) 手数料に関すること。
- (4) 加盟店契約の解除に関すること。
- (5) 個人情報の保護に関すること。

8 手数料等

乙は、クレジットカード加盟店審査料、システム初期費用及び甲が指定した金融機関への口座振込手数料を無料とする。

9 決済見込額

甲の年間クレジットカード決済見込額は「235,000,000円」とする。

10 その他

- (1) 乙は端末機及びシステムの障害や照会事項の発生時には遅滞なくこれに対応し、甲の業務に支障が生じないようにすること。
- (2)取扱いカードブランドの種類により、複数の者を選定して契約する場合がある。その場合は各者間の調整により、必要な備品、設定等を行うこと。
- (3) 乙は当該業務を実施するに当たり、甲の指示に従い速やかに準備(操作研修を含む) を行うこと。なお、機器等の準備に特段の考慮をしなければならない状況が発生する 場合は、別途甲乙協議のうえ決定する。
- (4) 乙は長浜市個人情報保護条例に基づいて、個人情報の利用及び保護を適切に行うこと。
- (5) この仕様書に記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。